

徳島県告示第四百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域の指定を解除することとしたので、次のとおり公示する。

その関係図面は、徳島県土整備部高規格道路課、徳島県東部県土整備局徳島庁舎鳴門総合サービスセンター及び徳島県南部総合県民局美波庁舎において、令和六年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年八月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定を解除する道路種別、路線番号、路線名及び占用を制限する区域

道路種別	路線番号	路線名	占用を制限する区域
主要地方道	一	徳島引田	同 板野郡板野町川端字惣徳田六一番一地从先から 三二番一地从先まで
一般県道	一三五	牟岐港牟岐停車場	同 海部郡牟岐町大字中村字本村八七番一地从先から 七番一地从先まで

二 占用の制限を解除する占用物件

新たに地上に設ける電柱

三 占用の制限を解除する理由

当該区域について、道路の占用を制限する必要がなくなったため

四 占用の制限の解除の期日

令和六年八月二十日